



日薬連

中央社会保険医療協議会薬価専門部会 意見陳述

2026年8月26日

日本製薬団体連合会 会長 安川 健司

- 実効性ある医薬品安全保障政策の実現に向けて、加盟団体が統合的・機動的な対応を行うため、日薬連会長の直下組織として「医薬品安全保障特命本部」を設置

危機管理投資

成長投資

□ 骨太方針2026に明記された以下の項目等について、政府と連携

- 経済安全保障上の面から懸念されるあらゆる事態を念頭に、エネルギー・食料・**医薬品**・医療機器・生活必需品等の国民生活・産業活動の維持に必要な物資、海上輸送等の物流も含めた**社会インフラ基盤についてリスクの総点検**を包括的なアプローチで行い、その結果明らかとなる**脆弱性を解消**するための措置
- 特定重要物資を含む供給確保の必要性が高い**医薬品等の国産化等による安定供給**
- **危機対応医薬品の製造体制・備蓄の強化**

地政学、災害等の有事においても、
国民の皆様の医療を支える医薬品安全保障体制を構築する

- 地政学的リスクやインフレに伴う物価の高騰はさらに拡大しており、医薬品産業を取り巻く環境は厳しさを増している。
- 医薬品は、一般的な消費財のような「製造工程の効率化」「製品価格への転嫁」「供給量の調整」等による原価高騰への対策が困難であり、企業努力のみでコスト上昇を吸収することには限界がある。
- また、米国の最恵国待遇(MFN)価格政策*による、我が国の医薬品アクセスや創薬環境への影響も懸念されている。

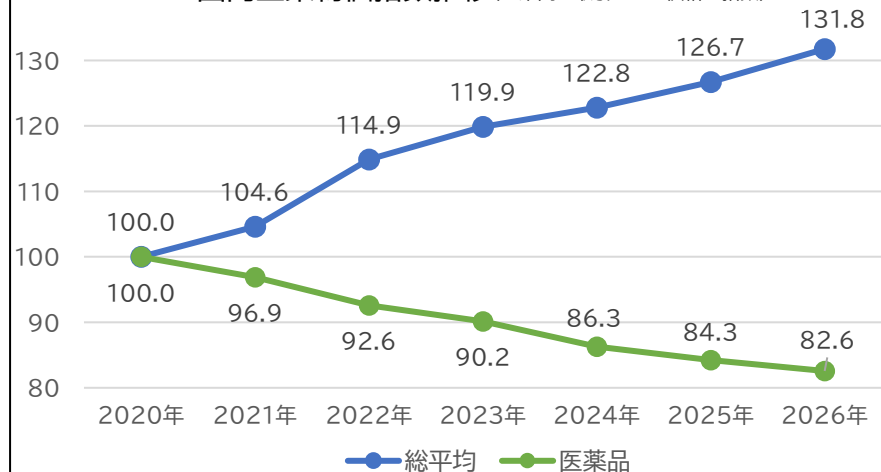
*詳細については3団体(製薬協・PhRMA・EFPIA)よりご説明申し上げる

令和6年度薬価制度改革以降、改善方向にあったドラッグ・ラグ/ロスや医薬品の安定供給の状況を後退させないためにも、これらの環境変化への対応が急務である。

物価の高騰と医薬品の製造原価の推移

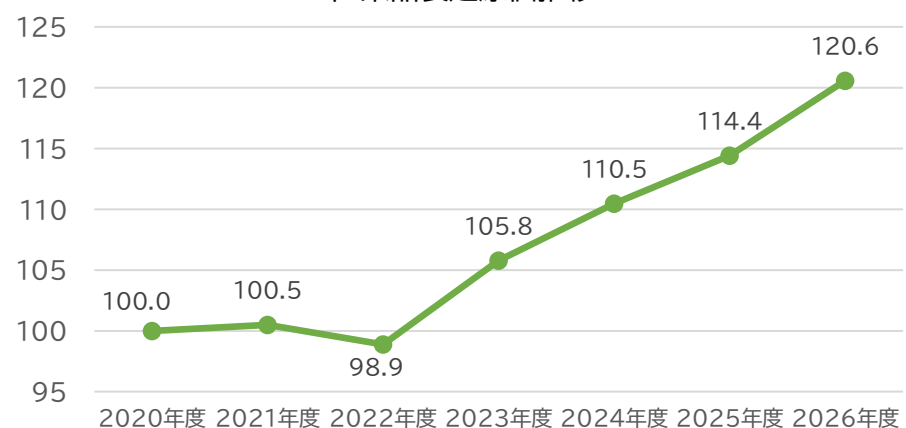
- 企業物価指数「総平均」は上昇する一方、「医薬品」は毎年改定等の影響により下落している。
- 各社が原価低減に取り組んでいるものの、医薬品の製造原価は継続して上昇している。
- このような状況の継続により、十分な設備投資・研究開発投資が困難となり、目下の安定的な製造・供給ばかりか、将来の革新的新薬の創出にも大きな影響が懸念される。

国内企業物価指数推移 (企業間で取引される価格の指数)



※日本銀行時系列統計データ検索サイトのデータを基に作成(2020年を100とした推移)
※2026年は1月から6月までの平均

医薬品製造原価推移



※日薬連薬価研常任運営委員会27社において、2020年までに収載された2,398品目を分析
※各品目において2020年度の製造原価を100とした平均値の推移(各社データ提供可能時期が異なるため、2026年度のみ調査までに提出が可能であった2,300品目のデータで集計)

「物価高騰、製造原価上昇等を踏まえた引上げ」について



日薬連

- 毎年の改定で薬価は引き下がる一方で製造原価は上昇を続けるという厳しい状況においても、企業は安定供給の確保に努めている。
- また、通常医薬品の取引において、薬価は事実上の上限価格となるため、コスト増を価格へ転嫁することは困難であり、市場実勢価格には「経済・物価動向等の影響」が反映されにくい。
- 物価高騰の影響が医薬品の取引にまで及び始めているなか、「薬価差がある」ことを理由に薬価の引き下げが実施されれば、医薬品の安定供給の確保、創薬イノベーションの推進に逆行する危険がある。



物価の高騰、製造原価の上昇を企業努力のみで吸収することはもはや限界
目下の安定供給の確保と今後の革新的新薬の創出のためにも薬価の引上げが必要

(案)物価高騰、製造原価上昇を踏まえた引上げの考え方の一例

- 企業物価指数「総平均」と「医薬品」の5年間の間に生じた差のうち、少なくとも単年度分を薬価に反映。
 $(26.7 \text{ (※2025年企業物価指数「総平均」増加分)} + 15.7 \text{ 2025年企業物価指数「医薬品」低下分}) \div 5\text{年} = 8.5\%$
- 企業物価指数「総平均」の過去5年間の上昇分のうち、少なくとも単年度分を薬価に反映。
 $26.7 \text{ (※2025年企業物価指数「総平均」増加分)} \div 5\text{年} = 5.3\%$

令和9年度薬価改定について

- 改善方向にあったドラッグ・ラグ/ロスや医薬品の安定供給体制を後退させないためにも、現下の情勢に鑑みれば、薬価改定により薬価を引き上げるべきである。
- 加えて「大臣折衝事項」(令和7年12月24日)及び創薬力向上のための官民協議会(令和8年7月10日)における首相のご発言を踏まえ、日本の医療を守るための対応が必要と考える。

全ての収載医薬品(共通)

物価高騰、製造原価上昇等を踏まえた引上げ

- ✓ 薬価は引き下がり、製造原価は上昇を続ける厳しい状況が継続し、目下の安定的な製造・供給ばかりか、将来の革新的新薬の創出にも大きな影響が懸念されている。
- ✓ 物価の高騰、製造原価の上昇を企業努力のみで吸収することはもはや限界。

特許期間中の新薬

再算定等による薬価引下げルールの適用を凍結

- ✓ 特許期間中の新薬の薬価引下げは、日本の医薬品アクセスや創薬環境への懸念を一層強める。
- ✓ また物価高騰等による研究開発コストの上昇が想定される中、将来の革新的新薬創出に向けた十分な投資を一層困難にする。

下支えの必要な医薬品 (基礎的医薬品、後発品等)

不採算品再算定、基礎的医薬品の確実な適用

- ✓ 長年医療現場で使用されている医薬品は、薬価が低く製造原価率が高いため、物価高騰の影響を受けやすい。
- ✓ 不採算品再算定が適用されてきたものの、物価高騰には追いつかず、不採算状態が解消されていない品目がある。

 Appendix

中間年改定における各ルールの方考え方

基本的考え方

薬価と診療報酬との間に密接な関連性があることや、各種改定ルールの見直しによる影響の検証に一定の期間を要すること等に鑑みれば、薬価改定は2年に1回の頻度で実施されることが基本

		令和7年度改定	令和9年度改定における考え方
対象品目		品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定	カテゴリー別の対象品目及び改定方式の考え方は一定程度理解できるが、現下の状況に鑑みれば少なくとも平均乖離率以内の品目は対象外とすべき
実勢価改定と「連動する」算定ルール	最低薬価の維持	○	「医薬品の安定供給の確保」の観点から、物価・製造原価高騰の現状に鑑み確実に適用すべき
	基礎的医薬品の薬価維持	○	
	革新的新薬薬価維持制度	○	「創薬イノベーションの推進」の観点から確実に適用すべき
	後発品の価格帯集約	○	医薬品のカテゴリーに対応した薬価改定が必要
実勢価改定と「連動しない」算定ルール	追加承認品目等の加算	臨時	「創薬イノベーションの推進」の観点から確実に適用すべき
	革新的新薬薬価維持制度の累積額控除	○	「創薬イノベーションの推進」の観点から、実勢価改定と連動しないルールは適用すべきでない
	不採算品再算定	臨時・特例	「医薬品の安定供給の確保」の観点から、物価・製造原価高騰の現状に鑑み確実に適用すべき
	市場拡大再算定・持続可能性特例価格調整効能変化再算定・用法用量変化再算定	×	「創薬イノベーションの推進」の観点及び、海外の価格政策等による影響が懸念される現状に鑑み、特許期間中の新薬の薬価を引き下げるルールの適用は凍結すべき
	長期収載品の薬価改定	×	「医薬品の安定供給の確保」の観点から、実勢価改定と連動しないルールは適用すべきでない
	収載後の外国平均価格調整	○	「創薬イノベーションの推進」の観点及び、海外の価格政策等による影響が懸念される現状に鑑み、特許期間中の新薬の薬価を引き下げるルールの適用は凍結すべき
革新的新薬薬価維持制度対象品目を比較薬にした品目の控除		○	